

■総所得の上限額

世帯における総所得額(平成24年分)から特別控除額を差引いた額が、所得基準額内であれば所得制限範囲内となります。ただし、総所得の上限額はあくまでも収入の目安です。

【別表1】 所得基準額

世帯人員	総所得額
1人	1,780千円
2人	2,820千円
3人	3,280千円
4人	3,550千円
5人	3,820千円
6人	4,020千円
7人	4,220千円

【別表2】 特別控除表

世帯を対象とする 控除	特別の事情		特別控除額			
	(1)母子・父子世帯		450千円			
	(2)就学者のいる世帯					
		児童1人につき	小学校児童		80千円	
		生徒1人につき	中学校生徒		150千円	
			校種	国公私別	自宅通学	自宅外通学
			高等学校	国・公立	260千円	430千円
				私立	370千円	540千円
			高等専門学校	国・公立	320千円	500千円
				私立	540千円	720千円
			専門学校	国・公立	210千円	560千円
		私立		660千円	1,010千円	
	学生1人につき	大学	国・公立	530千円	920千円	
			私立	910千円	1,300千円	
	(3)障害者のいる世帯		1人につき		780千円	
	(4)長期療養者のいる世帯		療養のため経済的に特別な支出をしている額。			
	(5)主たる家計支持者が別居している世帯		別居のため支出している額。 ただし、650千円を上限とする。			
(6)火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯		将来長期にわたって支出増また収入減になると認められる年間額。				
(7)父母以外の者で所得を得ている者がいる世帯		父母以外の者の所得者1人につき350千円。ただし、その所得が350千円未満の場合は、その額。				

【例】両親、本人(公立大・自宅外)、妹(小学生)の4人世帯の場合

○世帯総所得額：3,800千円とした場合

○特別控除額：920千円(本人)＋80千円(妹)

世帯総所得額－特別控除額＝2,800千円＜3,550千円(4人世帯の所得基準額)
なので、所得制限の範囲内となります。